

厚岸町条例第11号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成27年3月17日

厚岸町長 若狭 靖

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例

(厚岸町事務分掌条例の一部改正)

第1条 厚岸町事務分掌条例(平成10年厚岸町条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条 総務課の事項中第14号を第15号とし、第5号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 総合教育会議に関する事項

(厚岸町職員定数条例の一部改正)

第2条 厚岸町職員定数条例(昭和47年厚岸町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第21条」を「第19条」に改める。

別表中「45」を「44」に、「310」を「309」に改める。

(職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

第3条 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年厚岸町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「この条例の」を削り、同条中「の規定に基き」を「及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき」に、「規定する」を「必要な事項を定める」に改める。

（厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
第4条 厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成12年厚岸町条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1 教育委員会の部を次のように改める。

教育委員会委員	月額	46,600
---------	----	--------

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）
第5条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和44年厚岸町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づき、特別職に属する職員のうち、次に掲げる者（以下「特別職の職員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。

- (1) 町長
- (2) 副町長
- (3) 教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）
- (4) 固定資産評価員

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

職名	給料月額
----	------

町長	817,000円
副町長	678,000円
教育長	613,000円

(厚岸町教育委員会事務局職員の旅費額及びその支給方法に関する条例の一部改正)

第6条 厚岸町教育委員会事務局職員の旅費額及びその支給方法に関する条例（昭和27年厚岸町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「其の」を「その」に改め、「但し、教育長の額は、副町長の額を適用する。」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育長をいう。）の教育委員会の委員としての任期中においては、この条例による改正後の厚岸町職員定数条例、職務に専念する義務の特例に関する条例、厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、特別職の職員の給与に関する条例及び厚岸町教育委員会事務局職員の旅費額及びその支給方法に関する条例の規定は適用せず、この条例による改正前の厚岸町職員定数条例、職務に専念する義務の特例に関する条例、厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、特別職の職員の給与に関する条例及び厚岸町教育委員会事務局職員の旅費額及びその支給方法に関する条例の規定は、なおその効力を有する。この場合において、この条例による改正前の厚岸町職員定数条例第1条中「第21条」とあるのは「第19条」とする。